

異常気象時の「事前通行規制」における 規制区間・規制雨量を見直しました

～令和8年6月1日から運用を開始します～

事前通行規制は、定めた雨量を超過した際に道路利用者の安全を確保するため、道路の通行規制を行う制度です。

本県では、昭和47年以降から順次指定を行っており、約50年が経過しています。

この間に道路改良や法面の防災対策が進展し、指定当時に比べ道路の災害耐力が大きく向上しています。

過去20年間の法面・斜面崩壊による災害発生履歴では、規制区間の4割強で災害が発生しておらず、災害が発生している区間でも1区間平均で1～2件です。

そこで、災害発生状況も踏まえ新たな規制雨量の設定を行うにあたり、過去20年間の降雨量と災害発生の状況を整理したうえで規制区間の再設定を行いました。

また、新たな規制雨量の設定に関しては、低い基準を設けると安全性は向上しますが、災害が発生しないのに規制を行うことで生じる迂回時間などの時間損失にも配慮した規制雨量に見直しを行いました。

なお、道路の規制に関する最新情報については、下記よりご確認ください。

※道路規制情報システム URL : <https://wakayamaken.geocloud.jp/mp/7>

◆見直しの結果

見直し前	見直し後
規制区間数、延長：74区間、約700km	⇒ 28区間、約110km

(連絡先)

県土整備部道路局道路保全課

担当：吉川、木本、中屋

電話：073-441-3119（内線 3119）